

○泉野神社

舊號野町神明宮と稱す。故に今も世人野町神明と呼べり。野町等五百八十餘戸の産土神也。舊藩中は藩の祈禱所なりしかど、廢藩の際舊神官多田氏社地の前通りを賣却して、殘地僅少に成り、一時衰微すといへども、明治五年十一月郷社に列せられ、同七年六月神號を泉野神社と改稱ありて後、氏子有志の輩奮發して社地を買返し、社殿を造り替へて稍復古したり。抑、神社の來歴は、延寶二年の由來書に云ふ。當社神明は唯今摩利支天山と申處に宮有之處、小立野本多安房居屋敷に不成以前は、此地小山に而林有之故、摩利支天山より彼地へ祖父讚岐勸請仕。と見ね、貞享二年の由來書には、其の昔卯辰摩利支天山に鎮座之處、讚岐神託に依つて、只今之宮地へ鎮座奉成由申傳候。と記載す。文化三年の由來書には、金澤犀川野町神明社開闢の儀、其昔卯辰摩利支天山に御鎮座之處、先祖讚岐蒙神託、唯今之御宮所へ奉成御鎮座由申傳候へども、縁起無之故年號相知不申候。神明社建立之年紀相知候者、後光嚴院延文二年御正殿御建立、同十一月五日奉成正遷宮。當社傳來

神寶之内神殿に有之狛犬一對は、足利將軍家より御寄進、白山社家守部兼明作之由承傳仕。且寛永年中長屋谷傳燈寺住職千岳顯文を記候神樂太鼓之胴一つ有之。此外勅筆之掛物・唐繪之類・刀・脇差等有之處、享保十八年四月廿八日類火燒失、太鼓之胴而已相殘。とあり。平次按ずるに、泉野の神明と卯辰摩利支天山の神明とは元と別社なり。泉野神明の草創は文祿五年也。其の事は卯辰觀音院に傳來せし古筆の覺書に如左載せたり。

犀川神明取立申事

文祿五年十月中旬に河原半左衛門殿・石田市右衛門殿兩足輕旦那とて、伊勢福井與左衛門に祈慶參り、禰を申請、愛宕寺中に勸請仕置候處、古肥前様當地に御移被成候砌、寺屋敷可被下由に付、神明屋敷之儀松平伯耆殿、山田出羽殿に祈慶より致訴訟、犀川に屋敷廿五間四方致拜領、同年十一月五日に宮移いたし候。

神明神主の事

讚岐者、當寺開山祈慶若年の時分より召仕、名は猿市と申候。犀川神明を取立、彼の猿市を神主に取立、後見孫左衛

門を附置被申、後讚岐と申候。二代播磨。三代丹後。

猿市は山の上おごひと申者、祈慶に口入申、越候。猿市ためにはをば、其時分法語にてかくれなき者也。

犀川神明兩神主の事

小坂庄山、上に神明有之、神主土佐と申候。犀川に祈慶神明を取立被申候處、山、上より、金澤神明昔より一社に御座候處、只今二社に成致迷惑候。犀川神明御つぶし被下候様に、公儀に土佐方より致訴訟、公事に成、左様に候はゞ犀川に打寄致一社候様に被仰出候。土佐・讚岐兩神主に被仰付相勤居申、兩人打寄宮を建直し申候。土佐は宮腰木やと材木代銀の儀に致口論、追放に成申候。其より神主讚岐一人相勤申候。

右覺書は反古の裏に記載したるものにして、實に當時の實記と云ふべし。但し右書中に愛宕と云ふは寶幢寺の事か。寶幢寺屋敷は横山左衛門殿居屋敷是也。觀音院屋敷は横山準人殿屋敷也。境内せべく在之に付、愛宕寺中へ禰を勸請候。との加筆あれども、是は後人の加筆にて事實と齟齬す。伊勢より祐慶神を申請、愛宕寺中に勸請仕置くとある

は、愛宕明王院の事也。明王院は昔は愛宕寺と號し、愛宕の別當にて、小立野本多氏の邸地に社ありしを、慶長七年に卯辰山へ移され、祈慶は即ち愛宕の別當なりしかど、退院後觀音院を造營して、彼の開祖と成りたり。神明の神主多田氏は觀音院の元家來なりと、人口に申傳ふるも右の由來也。又從前觀音院山王の神勤方を、神明の神主勤め來りたり。是も右猿市以來の由縁なる事知られけり。さて前顯延寶・貞享の由來書に、卯辰摩利支天山に鎮座之處、其の後小立野本多安房居屋敷地に勸請仕り、其の後野町へ再轉のよし記載し、三州名跡誌にも、昔は卯辰摩利支天山に在りしを、本多房州第地へ移し、利長卿金澤御入城後犀川に建立、神主も兩家ありしが、一人は非儀に依つて退轉すと載せたり。右傳説は兩社の事をば混同なしたるものにて、摩利支天山の神明と野町の神明とは元より別社にて、今摩利支天山に神明の社跡と云ひ傳ふる地あり。此はそのかみ卯辰の神明社ありし遺跡にて、文化三年の由來書に、後光嚴院延文二年正殿建立など、載せたるは卯辰神明の傳説なるべし。又小立野本多安房邸地に勸請と載せたるは、彼の觀音